



第26号

農業委員会だより

■発行/日田市農業委員会事務局 ☎0973-22-8213 日田市田島2丁目6番1号



お芋たくさん採れたよ！

日田市立高瀬保育園(85名)では毎年、食育の一環として園児による芋掘り体験を行っています。

園児たちは様々な形や大きさの芋に興味津々で、先生や友達に掘った芋を見せたり比べたりと大はしゃぎでした。掘った芋は家庭に持ち帰るほか、地域の高齢者を招いての食事会で振舞われています。

この農地では、減反により今年から転作を始めたとのことで、農家の方は「子ども達が喜んでくれるなら、来年も協力したい。」と話していました。

目次

- 市農政施策に関する建議・・・P2
- 農業者年金受給者協議会総会・P3
- 農業委員会活動報告・・・P4～P5
- 納税猶予の特例を受けられている方へ・P6
- 農地の「賃借料情報」を提供・・・P7
- 農業委員会からのお知らせ・・・P8

平成26年度 日田市農政施策に関する建議

日田市の農業は、農業従事者の高齢化の進行と担い手の減少が続いており、地域農業を将来にわたって持続可能な産業としていくことが大きな課題です。また消費者に安心で安全な農作物の供給を図るため、「日田式循環型有機農業」をより一層推進し、地域の特性に応じた農業経営体制の確立に取組む必要があります。

さらには、農業者の生産意欲の低下をもたらす有害鳥獣被害に対する取り組みが急務となっております。

日田市農業委員会は、次代を担う若者たちに魅力ある農業経営が実現できるよう、来年度予算編成時期にあたり、次の通り施策の実現と予算の確保を図られるよう、農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定に基づき建議します。



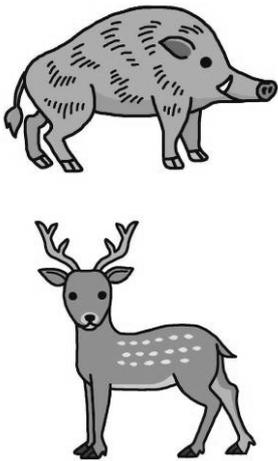
原田市長に「建議書」を提出しました。

一、日田式循環型有機農業の推進について

- ①安全で安心な農産物を供給するために更なる堆肥の品質向上と堆肥購入助成など指導・供給体制を確立させるよう継続した取り組みを要望します。
- ②日田式循環型有機農業を日田市全体に勧める為、堆肥散布機の整備をより一層図られるようにも整備後の効率的運用が図られるよう要望します。

二、有害鳥獣被害対策について

- (防御対策)
- 電気柵、防護柵の設置への補助金につきまして、継続した支援を要望します。
- (捕獲対策)
- 駆除者の捕獲意欲を向上させるため、カラスの捕獲報償金等の新設を要望します。
- (共通事項)
- ①近年、小動物、鳥類による被害が拡大しています。今後小動物捕獲器の貸し出し等の継続した取組み及び拡充を要望します。
- ②有害鳥獣対策について、その活動・対策について統一した行動により被害減少に結びつけるため構成組織間の連絡調整を密にし、引き続き取組むよう要望します。



三、担い手の育成及び労働力確保対策について

- ①農繁期の人手不足解消のため人材募集組織の設立を要望します。
- ②集落営農組織への人材育成および農業機械導入の際の補助の拡充などの支援を要望します。
- ③儲かる農業・魅力ある農業で後継者の育成を図ることを要望します。
- ④新規農産物の開拓・農産物のブランド化を推進し、農業経営の安定を図るための施策を要望します。
- ⑤認定農業者への支援強化を要望します。
- ⑥新規就農者だけでなく、後継者への支援強化を要望します。



市長に詳しく説明

農業委員会委員選挙人名簿 登載申請書の提出を忘れずに!

平成26年
1月10日
〆切

農業委員会委員の選挙人名簿は、各農家からの申請を基に作成されます。申請用紙は平成25年12月中旬に、該当すると思われる方に郵送しますので、平成26年1月1日現在の状況でご記入いただき、**平成26年1月10日(金)までに同封の返信用封筒(切手不要)で市農業委員会事務局まで返信してください。**直接、持参される場合、平日は農業委員会事務局へ。(8:30~17:00) また、土・日・祝日・年末年始(平成25年12月28日(土)~平成26年1月5日(日))は、市役所日直が受け取りをします。

《問合せ先》 農業委員会事務局 ☎22-8213

平成二十六年は「農業委員選挙」の改選の年です。

来年は三年に一度の農業委員選挙の年です。現在の農業委員の任期は二十六年七月十九日までとなっております。

選挙の告示や投票日等ははまだ確定しておりませんが、確定しましたら広報等でお知らせします。



◎新任農業委員のお知らせ

日田市土地改良区推薦委員が次の方に代わりました。

【日田市土地改良区推薦】

宇野 頼壽 委員 (上城内町)



先人たちが築いてきた農業水利施設を守り、次の世代へ引継ぎ、将来の大分県の農業農村の発展に努めます。

平成二十五年度

日田市農業者年金

受給者協議会総会

農業者年金受給者協議会(百三十六名)の総会が五月十五日、市内ホテルで開催されました。来賓祝辞の後、議案審議が行われました。総会終了後、「高齢者の交通事故防止対策」について大分県警本部の沓掛氏から講演があり、会員たちは熱心に耳を傾けていました。最後に親睦会を行い、会員たちは親睦を深めていました。



視察研修に参加して



副会長

後藤 多賀士

農業者年金受給者協議会は十月二十九日から、三十日の一泊二日で島根県出雲方面での視察研修に行きました。今年の出雲大社は六十年ぶりの大遷宮により、立派に生まれ変わっております。

二日目、石見銀山を中心に天領として栄えた大森の町並みを散策しました。片道八百メートルの間に保存地区に指定されている伝統的建築物が並び、同じく天領であった日田の豆田のようでした。

この研修は会員の親睦を深めることを目的としており、高齢化等による心配もありませんでしたが、参加者全員無事に終了することができ、たいへん有意義なものとなりました。

今農業を取り巻く情勢は厳しく、先行きが不安定です。そんな中、農業者年金は今後更に必要とされてきます。農業委員も加入推進に懸命に取り組んでおりますので協力下さいますようお願い致します。



農業委員会活動報告

先進地研修報告



農業委員会
副会長
松村 正純

今回、私ども農業委員会は、鳥根県雲南市と鳥取県倉吉市へ視察研修に行つて参りました。

初日は雲南市農業委員会を視察し、まず農業委員会の概要について説明を受けました。雲南市では下限面積の見直しに関する取り組みを行っており、これまでの経緯および現状について説明していただきました。

U・ターナー向けの空き家つき農地は、特例として下限面積を二アールに設定し、定着しやすいように取り組んでいます。

なお、通常の下限面積も二アールから三アールの範囲で地域別に設定されています。また、雲南市でも高齢化、鳥獣被害の深刻化により耕作放棄地が拡大しており、様々な対策が組まれていました。

二日目は倉吉市の農業生産法人、(有)真栄農産を視察しました。真栄農産は平成六年に農業生産法人化し、現在社員十名、パート三名で水稲三十二ヘクタールの運営をはじめ、

白ネギ・キャベツ・大根等の野菜や梨・餅・菓子等への米加工、農作業の受委託といった複合経営を行っています。野菜等については「ガスト」や「バーミヤン」で知られる、(株)すかいらーくへの直接販売も行っています。

真栄農産では補助金に頼らない経営を基本に、生産から加工、販売までの六次産業化による取り組みが行われていました。将来は全量直販への経営移行を目指しているとのこと。社長の藤井一良氏より、「まずは商品の販売先を見つけていることが大事。」等といった経営のあり方について説明がありました。

今回の研修では、それぞれの地域や企業に合った取り組みが重要であると感じました。



→雲南市農業委員会での視察の様子



←真栄農産の視察の様子

平成二十五年年度

市政功労者表彰式

長年にわたり、日田市の市政発展のため尽力してこられた市政功労者の表彰式が、十一月三日祝、パトリア日田小ホールにて行われました。



農業委員の岩下正勝委員(天瀬町)は、十五年間に亘り、農業委員として日田市農業の発展に貢献してきたとして、授与されました。

農業委員会地区別セミナーが

開催されました。

十月二十八日、玖珠町メルサンホールにて県西部地区日田・玖珠・九重の地区別セミナーが開催されました。日田市からは二十九名が参加し研修では「人・農地プラン」等について討議を行いました。その後、三つの分科会に分かれて、「耕作放棄地」、「農業者年金」など、各農業委員会の取り組みについて、それぞれ意見を出し合いました。



「2013 JAJAフェスタ」に参加しました!



→米粉パン

11月9・10日に中城グランドにおいて、農協祭り「JAJA フェスタ」が開催されました。農業委員会は初日の9日に農地・農業者年金相談と米粉パン500個の無料配布を行いました。米粉パンの配布は、米の消費拡大を狙ったもので、午前・午後の2回に分けて行いました。どちらも30分ほど前から行列ができ、あっという間になくなるほどの盛況振りでした。

→長蛇の列ができた米粉パン配布



←農業委員による農地相談



←農業振興課による液肥配布

農地は荒らさず 耕作しましょう!

荒れた農地をそのままにしておくと...

- ・鳥獣被害
- ・不法投棄
- ・火事
- ・病害虫の発生



などの原因になります!

消に努めていきます。

農地パトロールを実施しました。

日田市農業委員会では、毎年農地パトロール(利用状況調査)を実施しています。

今年も九月～十一月までを「農地パトロール

月間」とし、この間、

特に力を入れて調査を

行いました。この調査

は主に荒れた農地が

ないか、違反転用が

ないか等を確認して

います。調査の結果を

受けて、あっせん等を

通した農地の有効活用

及び、耕作放棄地の解



相続税・贈与税納税猶予の特例を受けられている方へ

● 次のような場合には、納税猶予が打ち切りになる可能性がありますのでご注意ください。

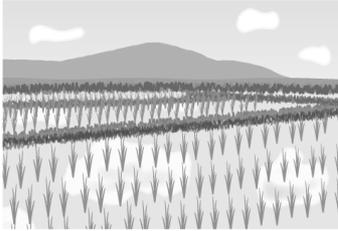
① 特例農地等について譲渡・貸付・転用・耕作放棄があった場合。

② 特例農地での農業経営をやめた場合。

③ 納税猶予適用継続届出書を提出しなかった場合。

など

納税猶予は農地と農業経営者を税制面において支えるために作られた制度です。納税猶予を受けている方は、地域や家族、そして自分のためにも、今後とも大切な農地を守っていただくために、ぜひ、改めてお願い致します。



農家の人々



井上 友紀さん (日の本町)

井上さんは、母親の体調不良をきっかけとして、それまで勤めていた仕事を辞め、本格的に農業を始めました。はじめは父親の仕事の様子を見よう見まねで手伝っていたのですが、八年目となる今では、一人前の農業者です。更に、若手農家をつくるJAにおいた日田青年農業研究会でも活発に活動しています。井上さんは主に椎茸を栽培していますが、秋には栗の集荷業もしており、毎年三百人

ほどの農家の方と顔を合わせるそうです。井上さんは「農業を通してたくさんの人と出会えるのが楽しい。」「自分の作った作物で喜んでもらえるのが一番嬉しく、やりがいを感じる。」と笑顔で話してくれました。

女性農業者ということもあり、力仕事などは大変ということですが、椎茸の駒打ちや選別といった細やかな作業では女性のほうが向いているように感じることです。

井上さんは結婚を控えており、嫁ぎ先で今までの経験を活かして農業を手伝っていきたいそうです。



↑ 椎茸を乾燥機へ入れる前の作業の様子

話題のアンテナ

日田市 じゅう肉の日

今年、日田市は十月二十九日を“じゅう肉の日”とし、県庁でシビエ(狩猟で得た野生鳥獣の食肉)のPRをしました。そこで、昨年四月に開所した上津江町の「獣肉処理施設」をご紹介します。

当施設は年々増え続ける鳥獣被害への対策の一環として、捕獲したイノシシ等を獣肉として有効活用するために建設が進められました。

県協議会に参加している施設は当施設も含めて六施設ですが、公設によるものは日田市が県内初であり、さらに高鮮度維持凍結機をはじめとする先端機器をいち早く導入し、高品質かつ安全な獣肉を提供できるようになっています。

施設への持込み、現地での引き取り等、随時受け付けております。詳しくは獣肉処理施設管理組合(Tel 0973-54-3056)又は上津江振興局産業建設課(Tel 0973-5512011)にお問合せ下さい。

	期間	買取価格
イノシシ	猟期外 3/16~10/31	500円/kg
	猟期中 11/1~3/15	1,000円/kg
シカ	全期	300円/kg

※イノシシ：個体重量×30%×単価で買取
シカ：枝肉1kg×単価で買取



上津江獣肉処理施設



老後の備えは、 農業者年金で安心！

農業者年金は、次の条件を満たす方はどなたでも加入できます。

- 60歳未満の方
- 国民年金第一号被保険者
- 年間60日以上農業に従事している方(配偶者・後継者も可)

認定農業者など、一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額1万円)があります。

詳しくは、農業委員会事務局またはお近くのJA窓口(農業協同組合)へお問合せ下さい。

日田市のホームページからでも
農業委員会の情報がご覧いただけます。

http://www.city.hita.oita.jp/cat_00000115.html

主な 内容

- 農業委員会の業務内容
- 農地法関係の申請手続き案内
- 各種申請書様式のダウンロード
- 農業者年金に関する情報
- 農業委員会が発行する証明
- 農業委員会総会議事録
- 農業委員会だより 等

農地の「賃借料情報」を 提供しています！

平成21年6月4日に「農地法の一部を改正する法律」が公布され、平成21年12月15日に施行されました。この改正により「標準小作料」が廃止され、これに代わり農業委員会が農地の賃借料の情報提供を行うことが法律上明記されました。

農業委員会事務局では、改正後の農地法第52条の規定に基づき、農地法及び農業経営基盤強化法により賃借された実勢の賃借料を集計し、情報を提供しておりますので、賃借料を決定する際の判断材料としてご活用ください。

なお、この「賃借料情報」は、実勢の集計値であり拘束力はなく賃借料決定の参考として提供するものですから、実際の契約の際には貸手と借手の両者でよく協議したうえで締結してください。



購読料1ヶ月600円(送料込)

■購読は、お近くの農業委員又は、農業委員会事務局へ申込み・お問合せ下さい。

農業経営には情報が多いいほど良い！

- 農政の動きをわかりやすく解説！
- 経営に役立つ情報も満載！
- 家族で楽しめる記事も充実！
- 農業者の視点でお届けします！

週刊

金曜日発行

お問合せ先／農業委員会事務局(市役所3F) ☎0973-22-8213

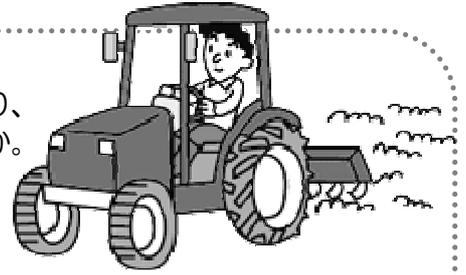
農業委員会からのお知らせ

お問合せ先

農業委員会事務局 (市役所 3 階)
☎0973-22-8213

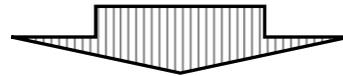
農地に関する手続きについて

「自分の農地だから許可や届出等をしなくても、自由に売ったり、貸したり、転用していいものでは」と思っている方はいませんか。



- 農地を『売ったり』『貸したり』『転用』したりするときは、「農地法」等に基づく許可が必要です。
- 対象の土地が農地であるかどうかは、現況で判断されます。登記地目が農地(田・畑)であれば、耕作されていなくても農地として扱われます。また、登記地目が農地でなくても、農地に利用されている土地は農地とみなされます。

農地を売買又は貸し借りするときは	自分名義の農地を転用するときは	他人名義の土地を買うか借りて転用するときは
3条申請及び農業経営基盤強化促進法	4条申請	5条申請



- 農地を耕作目的で売買したり貸し借りするときは農業委員会の許可が必要です。
- 農地を取得する適格者(耕作等の面積が申請地を含めて下限面積30a以上)でない場合には許可されません。

- 農地の転用とは、農地を住宅・工場・倉庫・駐車場用地など農地以外の用途に変更することで、農業委員会を経て県知事の許可が必要です。
- 農振法の農用地区域内農地でないか農業振興課で調べてください。もし区域内農地であれば除外の申請をしてください。県の認可によるこの除外が決定にならないと農業委員会への転用申請ができません。

注意!!

- ◎ 農地を埋め立てするには、事前に許可等が必要です。
- ◎ 許可後、転用していない農地がありましたら、速やかに転用し完了報告・登記まで済ませて下さい。
- ◎ 違反転用等については、農地法で原状回復等の処分や罰則が定められています。

申請書の締切りは、

毎月
17日

※17日が閉庁日の場合には、次の開庁日を締め切りとさせていただきます。

農地を相続した場合…

農業委員会への届出が必要です!

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要です。
- 耕作できない場合は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができます。